

## 投資型クラウドファンディングに関する制度整備

### 政令案の概要

#### 1. 少額の募集等の要件

第一種少額電子募集取扱業務（少額の株式を取り扱う業務）及び第二種少額電子募集取扱業務（少額の組合理型ファンドを取り扱う業務）における少額の募集の取扱い等の要件は、以下の通りとする。

- ・ 発行価額の総額：合計額が 1 億円未満
- ・ 有価証券を取得する者が払い込む額：50 万円以下

#### 2. 最低資本金等

第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者についての最低資本金は、以下の通りとする。また、第一種金融商品取引業者である第一種少額電子募集取扱業者については、投資者保護基金への加入義務を課さないこととする。

- ・ 第一種少額電子募集取扱業者：1,000 万円
- ・ 第二種少額電子募集取扱業者：500 万円

### 内閣府令案の概要

#### 1. 電子募集取扱業務等に係る業務管理体制整備義務の内容

電子申込型電子募集取扱業務を行う者に対して、下記の業務管理体制整備を義務付ける。

（注）電子申込型電子募集取扱業務を行う者とは、電子募集取扱業務であって、インターネット上で有価証券の購入の申込みが完結する業務を行う者をいう。

##### （1）発行者に対する審査

発行者に対して適切な審査（発行者の財務状況、事業計画の内容、資金使途等の審査）を行うための措置

##### （2）発行者による投資者への情報提供の確保

資金受入れ後の事業の状況について、発行者から投資者への情報提供が確保されるための措置

##### （3）クーリングオフ

クーリングオフ期間（8 日間以上）がとられていることの確認措置

#### (4) 目標募集額の取扱い

- ・ 事業計画に照らして適当な目標募集額に設定されているか確認するとともに、当該目標募集額に達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合に投資者に誤解を与えないための措置
- ・ 目標募集額に達しなかった場合に返金する形式の場合は、目標募集額達成前に発行者に応募代金が送金されないようにすることを確保するための措置

#### (5) 発行総額等の制限の実効性の確保

第一種・第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う有価証券の発行価額の総額及び個々の投資者が払い込む額の制限の実効性が確保されるための措置

#### (6) ウェブサイト上の情報提供

金融商品取引業者の標識揭示義務と同内容の表示（商号、業務の種別、登記番号、加入している協会等）をウェブサイト上で表示するための措置  
（電子申込型電子募集取扱業務以外の電子募集取扱業務を行う者についても義務付け）

以上のほか、電子申込型電子募集取扱業務を行う者を含む金融商品取引業者に対して、業務を適確に遂行するための社内規則の整備を義務付け。

## 2. 電子募集取扱業務を行う者のウェブサイト等による情報提供義務

電子申込型電子募集取扱業務を行う者に対して、ウェブサイトや契約締結前書面において、下記の情報提供を義務付ける。

#### (1) 発行者に対する審査の内容及び結果

発行者に対して適切な審査を行うための措置の内容及びその実施結果の概要

#### (2) クーリングオフ関連事項

クーリングオフを行うために必要な事項

#### (3) 目標募集額に達しなかった場合等の応募代金の取扱い

申込期間並びに目標募集額及び当該目標募集額に達しなかった場合等の応募代金の取扱い

#### (4) 応募代金の管理方法

電子申込型電子募集取扱業務を行う者が金銭の預託を受ける場合の分別管理の方法

#### (5) 電子申込型電子募集取扱業務に関するリスク等

電子申込型電子募集取扱業務の一般的リスク、当該銘柄の事業に係るリスク等

- (6) **発行者に関する情報**  
発行者の商号及び住所、代表者名
- (7) **事業に関する情報**  
事業内容、事業計画及び資金使途
- (8) **リスク情報**  
市場リスク及び信用リスクに係る事項
- (9) **手数料等に関する事項**  
手数料、報酬その他の対価に関する事項

電子申込型電子募集取扱業務以外の電子募集取扱業務を行う者については、(6)～(9)を義務付ける。

(参考) 上記のような規定のほか、自主規制機関（日本証券業協会等）のルールにおいて、既存の第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者については電話・訪問による勧誘の禁止を規定する予定（第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者については、法律において禁止）。